

官民連携事業の推進に関する検討案件の募集（第2次）について

平成25年7月10日
国土交通省総合政策局

1. 趣旨

国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）等を踏まえ、財政状況が厳しさを増す中で、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策等の課題に取り組みつつ、真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めるため、新たな官民連携事業に係る具体的な案件の形成等を推進しています。

そのため、新たな官民連携事業の導入にあたって検討課題を有する具体的な案件を広く募集し、それらを題材として国土交通省が調査・検討を行うことで、新たな官民連携事業の普及促進を図ります。

調査・検討によって得られた成果は、新たな官民連携事業の導入を検討する地方公共団体等の参考となるよう活用いたします。

2. 募集対象

地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体及び公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人）、民間事業者（民間企業、NPO法人、一般社団、一般財団等）について、それぞれの単独提出または共同提出とします。

3. 募集する案件

募集する案件は、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して地方公共団体等が管理する（または管理する予定の）国土交通省所管の公共施設等の整備、改修、維持管理、運営等を行う官民連携事業を含む案件とします。

また、民間の資金、能力をより積極的に活用する官民連携事業を重点的に促進する観点から、以下のⅠ～Ⅶの7つの類型（官民連携事業の類型）のいずれかに該当するものを検討するものとします。併せて、この検討に際しては、以下のA、Bの2つの分野（重点推進分野）において類型Ⅰ～Ⅶに該当する官民連携事業を重点的に推進することとしています（重点的に推進するという主旨で、これら重点分野以外の官民連携事業も対象事業となり得ます。）。これらは、

平成 25 年度予算の基本方針（平成 25 年度予算決定概要（平成 25 年 2 月 国土交通省））を踏まえて重点的に取り組むものです。（別添資料 1 「官民連携事業の類型について」、別添資料 2 「重点推進分野について」参照）

【官民連携事業の類型】

- I：公共施設等運営事業型（PFI 法に基づく公共施設等運営事業として実施される事業）
- II：官民連携インフラファンド活用型（現在、国において検討中の、PFI 事業に対する金融支援を行う官民連携インフラファンドによる資金調達を想定する事業※）
- III：公的不動産利活用型（公共と民間事業者が連携して、既存の公共施設や土地等の公的不動産を戦略的・効率的に利活用する事業※※）
- IV：エリア開発推進型（公共と民間事業者が一体的なコンセプトの下で、民間の知恵・人材・資金を活かし、複数の施設の整備・運営や核となる施設とその周辺地域の整備・運営等を推進し、地域の魅力向上を図る事業）
- V：包括マネジメント型（公共主体が保有する公共施設等を含む複数の業務を包括して民間事業者が実施することに併せて、長期間にわたる当該対象業務の効率的なマネジメントを民間事業者が行う事業）
- VI：付帯事業活用型（公共施設等の整備・運営はこれまでどおりに行いながら、公共施設等の一部や余剰部分、副産物等を活用して、民間事業者が収益事業を行う事業）
- VII：その他の先導的事业（これまでに国内で実施実績がない新たなタイプの官民連携事業）

※ II の対象となる事業は、PFI 事業のうち、利用料金収入等で費用を回収する PFI 事業（コンセッション方式を含む）となります。なお、官民連携インフラファンドの概要については、別添資料 3 を参照下さい。

※※平成 25 年度第 2 次募集より新設しております。

【重点推進分野】

- A：防災・減災対策（官民連携により、防災・減災に資する施設を整備・更新または維持管理するものや、既存の施設に防災・減災機能を付加する事業）
- B：公共施設の老朽化対策（官民連携により、公共施設の老朽化対策を実施することで、施設の長寿命化や施設機能の回復・強化等を図る事業）

4. 募集期間

平成25年7月10日(水) ~ 平成25年8月23日(金) 14:00(厳守)

5. 提出方法

応募書類は、郵送又は電子メールにて、別添の様式1～3に簡潔・明瞭に記入の上、ご提出下さい。

(提出先及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局官民連携政策課 鈴木、齊藤

TEL：03-5253-8111（内線24224、24218） FAX：03-5253-1548

電子メール：PPP_PFI@mlit.go.jp

6. 提出後の手続等

(1) 検討課題の選定

本案件募集に寄せられた資料等を基に、有識者からなる第3者委員会の意見を踏まえ、官民連携の検討課題を整理した上で、検討の対象とする課題（案件の導入にあたっての運用上の課題を想定）を選定します。応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、ヒアリング等への対応をお願いする場合がございます。

検討課題の選定は、提出された案件の具体性（案件を実施する予定箇所が特定されていること等）、先進性、汎用性、関係機関との調整状況等を総合的に勘案し実施致します。（提案された案件の事業評価を行うものではありません。）結果は応募者に通知いたします。

(2) 調査への協力

調査・検討対象として選定された場合には、データの提供等、国が実施する調査への協力をお願いいたします。

7. その他留意事項

○国土交通省が調査・検討を行うにあたっては、調査検討業務を委託することになります。（なお、企画競争による入札方式を想定しており、民間事業者から応募される場合でも、当該民間事業者に随意契約で委託するわけではありません。）

○1つの主体から、複数の案件を提出していただいても構いません。

- 提出していただいた書類等については、返却いたしませんので、ご留意下さい。
- 選定された案件については、事例として対外的に公表させていただきますので、案件が公表されることを前提に応募して下さい。
- 本案件募集は、国土交通省にて新たな官民連携事業を推進するために必要な課題検討を具体的に行うにあたっての題材を募集しているものであり、当該官民連携事業を実際に実施するにあたっては、別途、所要の手続き（事業評価、補助金の申請等を含む）や関係機関との調整等を応募主体が自ら行っていただく必要があります。

以上